

社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会福祉バス利用規程

〔 令和 元年 1 1 月 2 6 日 〕
規 程 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有管理する大型車両（以下「福祉バス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用団体等)

第 2 条 福祉バスの利用者は、次の各号に掲げる市内の団体又は組織とする。

- (1) 自治会
- (2) 社会福祉法人
- (3) 福祉団体
- (4) 行政（太宰府市の関係機関等を含む。）
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

2 福祉バスは、次の各号に掲げる活動に限り利用できるものとする。

- (1) 高齢者、障がい者及び子育て支援に関する活動
- (2) 小地域福祉活動
- (3) 災害ボランティア活動
- (4) その他、会長が必要と認める福祉活動

(運行日等)

第 3 条 福祉バスは、年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日）及び車両の法定点検又は修理を要する日を除き、年間を通じて運行を行う。

2 福祉バスの運行時間は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に定める時間とする。ただし、不測の事態により予定の運行時間を超えることが見込まれるときは、福祉バスの利用者は、事前に会長の許可を得なければならない。

- (1) 4 月 1 日～8 月 3 1 日 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分
- (2) 9 月 1 日～9 月 3 0 日 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時
- (3) 1 0 月 1 日～3 月 3 1 日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

(利用申請等)

第4条 福祉バスの利用申請は、利用日から起算して3ヶ月前の月の1日以降に太宰府市総合福祉センターの窓口又は電話により予約を行い、10日前までに福祉バス利用申請書(様式第1号)及び福祉バス利用者名簿(様式第2号)を会長に提出してしなければならない。

2 会長は、当該申請書の内容を審査のうえ、利用の許可又は不許可を決定し、福祉バス利用許可・不許可決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(利用許可の取り消し等)

第5条 福祉バス利用許可決定通知後において、天候及び福祉バスの故障、又は緊急やむを得ない事由により運行が困難となったときは、その利用許可を取り消し又は変更することができる。

2 前項の利用許可の取り消し又は変更により生じる損害等について、本会は、その責任を負わないものとする。

(費用負担)

第6条 福祉バスの利用料は無料とし、次の各号に掲げる費用は利用者の負担とする。ただし、相当の理由があると認めるときは、会長はこれを免除することができる。

- (1) 燃料費
- (2) 有料道路通行料金
- (3) 駐車場料金
- (4) 乗船料金

(遵守事項)

第7条 福祉バスの利用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 車内での飲酒及び喫煙
- (2) 車両の汚損、破損
- (3) 福祉バスの利用目的及び目的地の変更
- (4) 第三者への転貸
- (5) その他、福祉バスの運行に支障と認められる暴力的行為

(損害賠償等)

第8条 福祉バスの運転中の事故により生じた損害賠償は、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の補償の範囲とする。

2 福祉バス利用者の違反行為により関係者が負傷又は死亡した場合、本会は、その責任を負わないものとする。

3 福祉バス利用者が故意により車両に破損又は損傷を生じさせたときは、当該利用者はその弁償責任を負うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月26日から施行し、平成29年3月27日施行の社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会福祉バス利用規程は、廃止する。